

令和8年4月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

令和8年4月16日（木） 午後1時00分

2 出席委員

新 倉	聡	教育長
澤 田	真 弓	委 員（教育長職務代理者）
川 邊	幹 男	委 員
元 木	誠	委 員
阿 部	優 子	委 員

3 出席説明員

副教育長	生 田 研 一
教育総務部長	小 甲 諭
教育総務部総務課長	沼 田 英 治
教育総務部教育政策課長	緒 方 宣 人
教育総務部教育環境整備課長	飯 田 達 也
教育総務部生涯学習課長	杉 山 賢 一
教育総務部教職員課長	筒 井 宣 行
教育総務部学校管理課長	大 道 裕
学校教育部長	北 川 貴 章
学校教育部教育指導課長	原 口 尚 延
学校教育部支援教育課長	橘 恒 仁
学校教育部保健体育課長	原 康 弘
学校教育部学校食育課長	依 田 隆 治
学校教育部教育情報担当課長	宮 原 充 宏
中央図書館長	加 藤 博 昭
博物館運営課長	北 山 剛
教育研究所長	杉 戸 美 和

4 傍聴人 1名

5 議題及び議事の概要

- 教育長 開会を宣言
- 教育長 本日の会議録署名人に元木委員を指名した。
- 日程第1 議案第11号については、神奈川県教育委員会が後日発表する案件であるため、日程第2 議案第12号、日程第3 議案第13号、日程第4 議案第14号、日程第5 議案第15号、日程第6 議案第16号及び日程第11 議案第21号については、人事案件であるため、秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

○ 教育長報告

(新倉教育長)

それでは、3月定例会から本日までの所管事項について報告させていただきます。

お手元の教育長報告資料をご覧くださいと思います。

3月12日から委員会が開かれまして、3月25日に3月定例議会本会議が終了し、令和8年度予算等が成立したところです。

教育委員会関係の行事としては、本年度に入りまして、昨日、15日になりますが、学校保健会理事会が開催され、令和7年度の事業報告並びに令和8年度の事業計画についてご審議をいただいているところです。

その他学校関係につきましては、3月中に卒業式等があり、4月7日に小中学校、ろう学校、養護学校の入学式が行われ、翌8日には横須賀総合高等学校の入学式が終わったところです。

その他行事につきましては、裏面に記載してございますので、後ほどご参照いただければと思います。

(質問なし)

日程第7 議案第17号『令和9年度使用教科用図書採択基本方針について』

教育長 議題とすることを宣言

(教育指導課長)

それでは、議案第17号『令和9年度使用教科用図書採択基本方針について』ご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

これは、横須賀地区で令和9年度に使用する教科用図書の採択に当たって、公平を期すとともに、優れたものを選定するための基本方針を示すものです。このページに記載されております基本方針に基づき、採択事務を進めてまいります。

令和9年度使用教科用図書採択基本方針は次のとおりです。

教科用図書の採択に当たっては、1、公正かつ適正を期し、優れたものを採択する。2、児童生徒及び学校、その他の特性を考慮して採択する。3、教科用図書については、次の委員会等の研究調査の結果を活用して採択する、の3点です。

小中学校については、教科書無償措置法第14条及び義務教育諸学校の教科用図書無償措置に関する法律施行令第15条により、4年に一度採択替えを行うこととなっています。

また、学習指導要領の改訂の年についても、採択替えが行われます。高等学校、特別支援学校、これは特別支援学級を含みますが、そこにつきましては、毎年採択替えを行います。

2、3 ページは、教科用図書採択検討委員会条例です。

教科用図書の採択に関する答申を最終的に決定する委員会及びその委員会での検討に必要な資料の取りまとめを行う部会に關しての規定となります。この条例に基づき設置される教科用図書採択検討委員会が、教育委員会からの諮問に基づき、教科用図書に関する各種の検討を行います。その結果を採択権者である教育委員会に答申し、令和9年度に使用する教科用図書が決定されます。

4 ページ、5 ページ、6 ページは、教科用図書採択に関する事務処理について必要な事項を定める教科用図書採択事務取扱要綱です。

6 ページをご覧ください。

6 ページの別表が採択に係る調査部会の内訳です。先ほどもお伝えしましたとおり、本年度は高等学校、特別支援学校の採択のため部会を設置します。小学校及び中学校については、設置いたしません。

続きまして、7 ページをご覧ください。

採択事務の仕組みや流れについて図で示したものです。今年度は、採択替えとなる高等学校、特別支援学校の2つの専門部会を設置し、各部会学識経験者、保護者代表、市民代表、学校教育関係者で構成された6名、計12名で組織いたします。それぞれの専門部会で検討した結果を最終的に採択検討委員会全体に諮り、答申内容を決定します。

教科用図書採択検討委員会の委員の任期は、５月１日から８月31日までといたします。採択検討委員会の長は、全委員の互選によって決まります。

なお、教科用図書採択事務関係の日程については、図の下部に記載しております。

教科用図書展示会は、６月２日から６月15日まで、横須賀地区教科用図書センター、いわゆる横須賀市教育研究所と産業交流プラザで開催いたします。どのような教科書が採択されたのかの情報開示につきましては、採択一覧表を各学校に送付した後、できるだけ速やかに市政情報コーナーにて常時閲覧可能といたします。

以上で、議案第17号『令和９年度使用教科用図書採択基本方針について』の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（阿部委員）

今年度は高等学校と特別支援学校の採択ということで、毎年行われるものですね。特に高等学校も特別支援学校も専門性や個別の配慮が問われるのではないかと思います。

校数が少ないので、調査にかかる方の人数も限られています。児童生徒の実態に応じた教科書選定の必要性がより濃く問われるので、部会長も含め責任が重く、調査にかかる時間等の負担も大きいのではないかと思います。

教科用図書を年間通じて活用するためにふさわしい観点や、より適正に選定するための配慮、また、逆に、毎年のことなので形骸化につながらないように配慮していらっしゃることがありましたら、教えていただきたいと思います。

（教育指導課長）

今、委員おっしゃっていただきましたように、やはり形骸化というところについては、非常に懸念をしております。

毎年やっていく中で、これまでの経緯を踏まえていきますと、いわゆる毎年使っているからというところで、例えば、昨年もありましたけれども、教科を重ねて使っていきたいという際に、そうした理由に対して、教科のその部分の理由がちゃんとなされているかどうかというあたりについては、非常に、毎年のことというところで形骸化してしまっているということがありますので、改めて、そこにつきましては、その教科書がどうしてその教科で使われるのか理由を明確にするよう、そうしたことも含めて、各学校のほうには周知してまいりたいと思います。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第17号は、「総員挙手」をもって、

原案どおり可決・確定する。

日程第8 議案第18号『教育長の臨時代理による事務の承認について』（教育職員手当等支給規則中改正）

教育長 議題とすることを宣言

（教職員課長）

それでは、議案第18号についてご説明いたします。

こちらの『教育長の臨時代理による事務の承認について』（教育職員手当等支給規則中改正）は、市立高等学校の教育職員及び市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正議案が3月定例議会で可決されたこと並びに神奈川県教育職員の手当が改定されたことに伴う規則の改正を教育長の臨時代理により執行したことを、改めて議案として提出し、承認いただくものでございます。

今回の条例改正と規則改正につきましては、施行日を同日とする必要があるため、改正条例の施行日であります令和8年4月1日を期日に規則改正を行いたく、教育長の臨時代理による執行とさせていただきます。

それでは、改正内容についてご説明いたします。

恐れ入りますが、議案とは別にお配りしております説明資料に沿ってご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

初めに、1の改正理由ですが、神奈川県教育職員に準じて、本市教育職員の手当に係る規定を改めることと所要の条文を整理するため、この規則を改正しようとするものです。

続きまして、2の改正概要についてです。

初めに、（1）の産業教育手当及び義務教育等教員特別手当に係る改正です。こちらは、条例の改正により、給料表が全ての級で上位号給が削除されましたが、それに伴い、各号給にひも付けられて支給されている手当につきましても同様に号給を削除するものとなります。

続きまして、（2）教員特殊業務手当に係る改正です。こちらは、神奈川県教育職員が手当を増額していますので、これに準じてこの手当を増額するものがあります。対象となります手当は、週休日または休日の部活動における生徒等に対する指導のうち、従事した時間が連続して3時間以上のもので、金額を現在の2,700円から3,900円に増額するものとなります。

恐れ入りますが、資料の最後の12ページをご覧ください。

参考としまして、教員特殊業務手当の一覧を付けております。この手当につきましては、今年の1月にも一部増額の改正をしておりますので、そちらも含めた本年4月1日時点での一覧という形で、今日は参考としてお付けしております。

お手数ですが、資料の2ページにお戻りください。

(3)の条文の整備についてです。こちらは、3月定例議会で総務部が提案しました職員の勤務時間、休暇等に関する条例が改正され、それに伴いまして、引用条文にずれが生じたので、改正後の条文に改めるものとなります。

次に、3の施行期日につきましては、令和8年4月1日から施行されています。

最後に、3ページから11ページにつきましては、今回の改正に伴う新旧対照表となりますので、ご確認をいただければと思います。

以上で議案第18号の説明を終えさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第18号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第9 議案第19号『教育長の臨時代理による事務の承認について』（教育委員会事務局等事務分掌規則中改正）

日程第10 議案第20号『教育長の臨時代理による事務の承認について』（教育委員会事務局等事務分掌規則施行上の留意事項について中改正）

教育長 一括して議題とすることを宣言

(総務課長)

それでは、議案第19号、教育委員会事務局等事務分掌規則中改正及び議案第20号、教育委員会事務局等事務分掌規則施行上の留意事項について中改正に係る『教育長の臨時代理による事務の承認について』、併せてご説明いたします。

いずれも市の組織改正によるもので、教育環境整備課と市の附属機関である博物館リニューアル事業者選考委員会の設置に伴う改正を行ったものであります。

なお、施行日が公布日、令達日の4月1日でしたので、教育長の臨時代理で改正いたしました。そのため、本議案で承認をお願いするものでございます。

改正内容でございますが、議案第19号の教育委員会事務局等事務分掌規則に

つきましては、教育環境整備課の新設に伴い、これまで教育政策課の事務分掌としておりました学校建設の長期計画の策定に関することや教育環境整備計画に関することなどを、教育環境整備課の事務分掌として定めるものです。

これに加え、令和８年４月１日に施行した博物館リニューアル事業者選考委員会条例により設置しました同委員会を、新たに博物館運営課が所管する附属機関として加えるものでございます。

議案第20号、教育委員会事務局等事務分掌規則施行上の留意事項については、先ほど説明いたしました教育環境整備課の新設に伴う事務分掌の変更を受けて、学校建設の長期計画の策定に関することに係る留意事項を教育環境整備課に定めるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第19号は、質問・討論なく、採決の結果、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

議案第20号は、質問・討論なく、採決の結果、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

(理事者報告なし)

(委員質問なし)

日程第１ 議案第11号については、神奈川県教育委員会が後日発表する案件であるため、日程第２ 議案第12号、日程第３ 議案第13号、日程第４ 議案第14号、日程第５ 議案第15号、日程第６ 議案第16号及び日程第11 議案第21号については、人事案件であるため、秘密会とすることを宣言。関係理事者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

令和８年４月16日（木） 午後１時52分

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡